令和８年（フ）第３５９号
静岡県伊東市南町１丁目２番12号　メゾンみのり102号
債務者　松本　　真
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３７０号
静岡県沼津市石川728番地の６　第２のぼりマンション102、前住所静岡県沼津市下香貫島郷2677番地の４
債務者　鈴木　規貴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
長崎県長崎市高丘２丁目１番10号
債務者　市丸　敦之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
宮崎県都城市鷹尾一丁目3733番地１　市営宮丸西団地57－１－198、前住所宮崎県都城市夏尾町7503番地１
債務者　池田　翔太（旧姓下川）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４３号
青森県八戸市湊高台一丁目17番18号　ファミーユＳＡＴＯ201
債務者　菖蒲澤由利香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
青森県八戸市大字石手洗字梨子木平22番地４中村住宅７号
債務者　萱守　　力
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８９４号
仙台市若林区大和町５丁目18番18―302号
債務者　大森　香織
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０４７号
宮城県多賀城市東田中２丁目33番６号
債務者　中畑　　歩（旧姓柳沢）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１８３号
仙台市宮城野区田子１丁目20番16号　ＳＫプラザＡ101
債務者　佐藤　音々
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
福島市宮代字植田前18番地の14ポム・ヴィレ106、従前の住所千葉県松戸市仲井町１丁目11番地の11ジュネパレス松戸第47　202号
債務者　安西　静子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３４３号
茨城県鉾田市上沢1360－１　シェアハウスえーむ、住民票上の住所茨城県水戸市笠原町1125番地　フローラル緑岡201号
債務者　中村　美好
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４４号
茨城県水戸市若宮２丁目５番31号まごころの家　水戸若宮、前住所茨城県常陸太田市常福地町568番地
債務者　飯村　正人
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４５号
茨城県鉾田市上幡木1602番地３
債務者　増子　典子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４９号
茨城県小美玉市堅倉1578番地16　サニーメゾン102号室
債務者　坂場　春花
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７４６号
川崎市幸区小倉１丁目４番７号　サントゥアリオ　ラート　203
債務者　真家　樹里
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９８号
川崎市麻生区岡上６丁目12番26号
債務者　小川　大介
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目22番10号　渡辺荘203号室
債務者　渡邉　大志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係